

予算決算常任委員会 摘 錄

1. 開 催 日 令和7年12月4日 (木) 議場
2. 出席 委員 徳永泰臣委員長 松森潤平副委員長 谷口隆明 横路政之 福山権二 近藤久子 五島誠 吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 岡野茂 宇山茂之 堀井慎一朗 桜田亮太 堀内富夫 木山義仁 青山学
3. 欠席 委員 なし
4. 事務局職員 島田虎往議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説 明 員 加藤武徳総務部長 岡本貢生活福祉部長 足羽幸宏企画振興部長 天野武美環境建設部長 出口聰総務課長 福本敬夫財政課長 小川修危機管理課長 松永智子高齢者福祉課長 元永貴美江高齢者福祉課主幹 森田一徳児童福祉課長 下森一克地域交通課長 亀山慎也保健医療課長 田部伸宏企画課長 黒木和彦農業振興課長 酒井繁輝商工觀光課長 杉谷美和紀建設課長 平岡靖之建設課主幹 爲石謙一都市整備課長 信清裕司下水道課長 今西隆行総領支所長 山下修総務課総務法制係長 高浦光司財政課財政係長 松永恵佑危機管理課危機管理係長 小田佳大高齢者福祉課介護保険係長 森永智徳児童福祉課児童福祉係長 原田淳司地域交通課地域交通係長 藤原章良保険医療課医療予防係長 池田貴徳農業振興課農業振興係長 今村俊洋商工觀光課觀光振興係長 野崎義雄建設課管理係長 藤谷克信建設課土木係長 爲石将雄建設課農林整備係長 有田健一郎建設課災害復旧係長 光永俊和都市整備課管理係長 三浦健司下水道課管理係長 亀石哲司下水道課下水道係長 荘川隆則教育部長 毛利久子教育総務課長 高淵直哉教育指導課長 八谷美幸生涯學習課長 田辺靖雄教育総務課学校管理係長 立花民生涯學習課文化振興係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍 聽 者 1名 (うち議員 桂藤和夫議長)
8. 会議に付した事件
 - 1 付託議案
 - 議案第121号 令和7年度庄原市一般会計補正予算 (第4号)
 - 議案第122号 令和7年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算 (第1号)
 - 議案第123号 令和7年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
 - 議案第124号 令和7年度庄原市国民健康保険特別会計 (直診勘定) 補正予算 (第1号)
 - 議案第125号 令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
 - 議案第126号 令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
 - 議案第127号 令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算 (第3号)
 - 2 令和6年度決算審査の振り返りと令和8年度予算審査にかかる取り組みについて

午前10時00分 開 議

○徳永泰臣委員長 これより予算決算常任委員会を開会します。ただいまの出席委員は18名です。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議において、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しています。

1 付託議案

- 議案第121号 令和7年度庄原市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第122号 令和7年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第1号）
- 議案第123号 令和7年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第124号 令和7年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
- 議案第125号 令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第126号 令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第127号 令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算（第3号）

○徳永泰臣委員長 令和7年度各会計補正予算の審査の方法についてお諮りします。本委員会への付託議案について、議案第121号、令和7年度庄原市一般会計補正予算第4号から、議案第127号、令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算第3号までを一括審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。議案第121号、令和7年度庄原市一般会計補正予算第4号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。

○加藤武徳総務部長 先日、本会議において御上程いただきました議案第121号、一般会計補正予算から、議案第127号、下水道事業会計補正予算までの合計7会計の補正予算について御審議をお願いいたします。最初に財政課長が総括説明を行い、その後、各所管課からそれぞれ説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 財政課長。

○福本敬夫財政課長 今回御提案いたします補正予算の各事業につきましては、会計ごとに補正予算書に基づき御説明いたします。補正予算案の説明の対象事業につきましては、補正額が100万円を超える増額補正または1,000万円を超える減額補正の事業について、一部を除き建制順により各所管課から順次説明を行います。それでは、早速ですが、財政課所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書の32、33ページをお開きください。最下段の12款、1項、1目、01元金、22節償還金、利子及び割引料、01長期債償還金の217万7,000円の増額は、20年償還の長期債償還金について、10年ごとに利率の見直しを行うこととなってますが、金利の上昇傾向を反映し見込んでいた利率に対し、実際の借り入れ利率が想定よりも低くなつたことで、元利均等方式に伴う償還元金が増額となることによるものです。財政課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。総務課長。

○出口聰総務課長 それでは、総務部総務課所管の補正予算案について御説明いたします。一般会計補正予算書の18ページをお願いいたします。2款、1項、1目、03 総務一般管理事業、22節、償還金、利子及び割引料につきましては、国庫支出金等精算返納金3,738万8,000円を増額するもので、令和6年度生活保護費国庫負担金確定に係る返還金1,002万2,000円、令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金確定に係る返還金398万5,000円など、合計で31件の精算に係る返納金を見込み、必要額を計上するものです。続いて、6目、02 庁舎管理事業、10節、需用費につきましては、本庁・支所における熱中症対策等による、時間外等での空調使用による電気使用量の増加等に伴う光熱水費475万7,000円の増額。14節、工事請負費につきましては、本庁舎建設時に設置した防犯カメラ等について、設置から16年経過し、カメラやレコーダー、モニターの性能が低く、映像が不鮮明な状況も踏まえ、カメラやモニター等の更新による性能の向上と、設置台数を既存の4台から8台に増設することにより防犯機能や安全性の向上を図るための経費として418万円を増額するもので、庁舎管理事業全体では893万7,000円を増額計上するものです。総務課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。危機管理課長。

○小川修危機管理課長 総務部危機管理課所管の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の26、27ページをお開きください。最下段の9款、1項、消防費、1目、常備消防費、01 消防組合事業につきましては、備北地区消防組合の負担金ですが、令和7年度救急業務支弁金の確定により78万円の減額があったものの、令和7年人事院勧告に伴う給与改定により職員人件費及び共済費等が増額となつたことなどで1,990万8,000円の増額となり、構成市負担割合による本市負担金を、総額で1,912万8,000円の増額計上をお願いするものです。続いて、補正予算書の28、29ページをお開きください。最上段の9款、1項、消防費、4目、防災費、01 防災対策事業につきましては、消防庁が運用する弾道ミサイル情報や緊急地震速報、気象警報等、時間的余裕がない事態に関する情報を瞬時に国から住民まで伝達する全国瞬時警報システム、通称「Jアラート」の新型受信機への更新に係る経費です。国が令和5年度に、新型受信機への更新を令和7年度から令和8年度にかけて実施するよう通知しており、本市においては令和8年度で更新するよう予定していたところ、令和7年1月に国から、気象庁が令和8年度の出水期をめどに防災気象情報全体の体系整理と情報の見直し改善を実施することから、自治体にあっては令和7年度までに完了するよう通知がなされたため、令和7年度中に前倒しして整備するための工事請負費374万円の増額、及び口和地域の防災行政無線の屋外子局の蓄電池の経年劣化による修繕料12万5,000円を合わせた386万5,000円の増額計上をお願いするものです。全国瞬時警報システムの更新に応ずる財源は、緊急防災減災事業債370万円を見込んでいます。続いて、繰越明許費です。補正予算書は5ページですが、別冊資料1で御説明いたします。表の中段を御覧ください。9款、1項、消防組合事業の1,372万8,000円は、消防庁舎建築に付随する外構工事に係る工事費ですが、本件工事完了後の精査等に一定期間を要するため、令和8年3月25日から令和8年5月末に工期を延長する必要があることから、外構工事に係る工事費の繰り越しをお願いするものです。危機管理課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 続いて、生活福祉部に関する予算の説明を行います。詳細は担当課長が説明いたします。

○徳永泰臣委員長 児童福祉課長。

○森田一徳児童福祉課長 それでは、児童福祉課所管の補正予算の説明を行います。補正予算書の 20、21 ページをお願いいたします。3 款、2 項、5 目、子育支援事業費、09 小児可こども園事業です。18 節、負担金、補助及び交付金、01 負担金（一般）は、1,417 万円の増額をお願いするものです。内容といたしましては、小児可こども園に対する施設型給付費等負担金です。施設型給付費については、国が定めている公定価格に基づき算定していますが、当初予算編成以後に公定価格の改定があったこと、また、入所児童数について、当初見込んでいた児童数のうち教育認定児童が増えたことにより、年度末までの実績見込みに対し予算不足が見込まれることから、必要額の増額を追加計上するものです。続いて、同じく 5 目、子育て支援事業費の、10 聖慈保育所事業です。12 節、委託料、01 業務委託料（物件費）は、189 万 9,000 円の増額をお願いするものです。内容といたしましては、聖慈保育所に対する委託料ですが、先ほどの小児可こども園事業と同様に、積算の根拠となる公定価格について、当初予算編成以後の公定価格の改定に伴う増額です。このたびの、小児可こども園事業、聖慈保育所事業の追加計上につきましては、それぞれ財源である国費、県費について、歳入においても追加計上しています。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。地域交通課長。

○下森一克地域交通課長 地域交通課所管の補正予算案について御説明いたします。一般会計補正予算書の 18、19 ページをお開きください。まず、19 ページ上段の表の最下段、2 款、1 項、13 目、生活交通対策費、01 生活交通路線確保事業、18 節、負担金、補助及び交付金、01 負担金（一般）の 86 万 5,000 円です。本年度策定予定の第 2 期庄原市地域公共交通計画の策定費用につきましては、地域公共交通会議への負担金として当初予算に計上し、業務委託により現在策定作業を進めているところです。このたびの計画は、当初、市が 670 万 4,000 円、国の補助金が 500 万円、合計 1,170 万 4,000 円で策定することとしていましたが、国の補助金が 300 万円減の 200 万円となったため、この減額分については、一般財源を持ち出すことなく、職員が対応することとしていました。しかし、策定作業の効率化と職員事務の軽減を図るため、計画の概要版の作成やアンケート調査票の印刷などについては業者委託が適当であると考えることから、計画案を策定する地域公共交通会議への追加負担金として 86 万 5,000 円を計上するものです。続いて、04 補助金（一般）の 5,158 万円につきましては、乗合バス事業者への補助を規定する庄原市バス運行対策補助金交付要綱に基づき交付する補助金の予算額に不足が生じるため、追加計上するものです。不足の要因ですが、本年度当初予算には、地域公共交通計画に掲げる財政支出の数値目標を勘案し、前年度当初予算並みの額を計上していましたが、本年度

のバス運行補助金の執行額を試算したところ、人件費、燃油費及び修繕費の増などにより予算不足が生じる見込みとなりました。乗合バス事業の補助につきましては、昨年10月から本年9月を事業年度とする決算に基づき交付を行っており、中には翌年1月に交付を行う運行事業もあることから、必要な予算を確保するため、このたびの補正予算に追加計上するものです。以上、生活交通対策費、生活交通路線確保事業として、負担金と補助金を合わせて5,244万5,000円を追加するものです。地域交通課所管の補正予算案の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。保健医療課長。

○亀山慎也保健医療課長 保健医療課が所管する主な補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の20、21ページをお願いいたします。表の上段、3款、1項、6目、後期高齢者医療費、01後期高齢者医療事業につきましては、令和6年度の療養給付費負担金の精算額として、広域連合指示額により1,384万4,000円を増額するものです。表の下段、3款、2項、4目、児童措置費、02乳幼児等医療費公費負担事業につきましては、給付見込みの増により扶助費を576万2,000円増額するものです。なお、当該事業費の財源として、未就学児に係る費用の2分の1を県補助金として44万2,000円増額いたします。保健医療課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。企画振興部長。

○足羽幸宏企画振興部長 企画振興部に關係する予算の説明を行います。詳細は担当課長が説明いたします。

○徳永泰臣委員長 企画課長。

○田部伸宏企画課長 それでは、令和7年12月補正予算案のうち、企画振興部企画課の所管部分について御説明いたします。補正予算書の18、19ページをお開き願います。18ページ中段、2款、1項、10目、情報推進費、02インターネット管理事業のうち、14節、工事請負費につきましては、市が整備した光ファイバー網、e-しょうばらネットの設備の移設費用として690万円を追加計上するものです。当該工事請負費は、e-しょうばらネットの光ケーブルを共架している民間事業者所有の電柱の移転や、国県道の改良工事に伴う電柱の支障移転等に要する経費です。令和7年9月の一般会計補正予算において500万円増額していますが、現地対応の状況等により施工件数のさらなる増加が想定されることから、所要の増額補正をお願いするものです。続いて、補正予算書の26、27ページをお開き願います。26ページ中段、8款、5項、5目、公園費、04都市公園等整備事業は、先般の議員全員協議会において御説明いたしましたとおり、子どもたちと多世代の集いの場整備事業の内容の見直しを行うこととしたことから、事業費を1億4,916万9,000円減額するものです。子どもたちと多世代の集いの場につきましては、大型遊具の整備などレジャー的要素も盛り込んだ子育て支援策として進めることとしていました。しかしながら、そうした施設として整備した場合、近隣の公園施設との優

位性が劣ると判断したこと。また、近隣施設との差別化を図る意味でも、平日のふだん使いを想定し、子育て世代が安心して日常的に利用できる場所を整備することがより効果的かつアンケートや聞き取り調査などで寄せられた声に応えることができること。一方では、近年の酷暑が続く気象状況等を考慮し、安全に施設が利用できる設備が必要であること。これらを勘案し、事業内容の見直しを行うこととしました。内訳ですが、12節、委託料につきましては、設計・施工一括発注方式を予定していることから皆減。14節、工事請負費につきましては、大型遊具やベビールームの整備を見送ったこと等により1億4,818万2,000円を減額しています。また、この事業に関連する特定財源の補正といたしまして、補正予算書の14ページから17ページ、19款、繰入金、1項、基金繰入金、15目、森林環境整備基金7,890万円、及び22款、市債、1項、市債、6目、土木費7,090万円をそれぞれ減額しています。なお、補正予算書の5ページに、繰越明許費補正として、8款、5項、都市公園等整備事業に1億3,007万7,000円を計上していますが、これは、工事請負費のうち、駐車場整備を除く部分について次年度に繰り越そうとするものです。企画振興部企画課所管の補正予算案の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 それでは、農業振興課の補正予算の概要について御説明いたします。補正予算書の22、23ページをお開きください。6款、1項、3目、農業振興費、01農業振興事業につきましては、新たな国の補助事業実施のため2,581万5,000円を追加計上するものです。内容について御説明申し上げます。負担金、補助及び交付金の補助金として計上しているものは、市内のホウレンソウ生産法人が国の担い手確保経営強化支援事業を活用し、選果場の規模拡大とあわせて更新するもので、補助対象経費5,163万円の2分の1が補助額です。なお、国の補助事業を活用することから、財源として県支出金を同額計上しています。次に、18多面的機能支払事業、負担金、補助及び交付金につきましては、今年度から新たな取組がスタートしていますが、広域での取組成果により面積が増加したこと、また、資源向上取組のうち、長寿命化事業について、要望額に近い金額の交付が見込まれることから、1,302万5,000円を追加計上するものです。なお、財源として県支出金976万8,000円を増額計上しています。次に、5目、戸別所得補償対策費、01水田農業構造改革対策事業につきましては、国の畠地化促進事業が採択となつたため、100万円を追加計上するものです。なお、財源として県支出金を同額の100万円増額計上しています。続いて、繰越明許費補正について御説明申し上げます。補正予算書の5ページをお開きください。第2表、繰越明許費の一番上になりますけれども、6款、農林水産業費、1項、農業費の農業振興事業2,581万5,000円です。説明は、別冊資料1、令和7年度12月補正予算繰越明許費事業一覧で御説明いたしますので御覧ください。先ほど補正予算で説明いたしました、国の担い手確保経営強化支援事業を活用したホウレンソウ選果場の規模拡大に係る事業につきまして、今後、国の補正予算成立後、補助金申請等の事務を行い、3月中旬での交付決定が見込まれます。このことから、年度内に完了ができないということで繰越計上するものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。商工観光課長。

○酒井繁輝商工観光課長 商工観光課から、観光交流費の補正について御説明いたします。補正予算書の24、25ページをお願いします。上段、7款、1項、3目、09ひば道後山高原荘管理運営事業につきまして、修繕料として厨房内の排水口の修繕に要する経費を計上しています。この、厨房内の排水口の修繕につきましては、経年劣化が進み、グレーチングのガタつきや排水口の流水改善を行う補修で、保健所の立入検査で改善するよう指示を受けたものです。135万9,000円を計上しています。続いて、備品購入費として、客室の防火カーテンの取り替えに要する経費を計上しています。この、防火カーテンの取り替えは、施設開業当時から設置しているものが経年劣化したことにより取り替えるもので、消防署の立入り検査において取り替えの勧めを受けたものです。73万円を計上しています。財源は全て一般財源です。続いて、6ページを御覧ください。債務負担行為補正です。株式会社宝郷と協定する庄原市自然とやすらぎの里宿泊研修施設の管理に要する経費について、令和8年度から令和10年度の期間、協定に定める額を上限として債務負担行為補正をお願いするものです。商工観光課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。環境建設部長。

○天野武美環境建設部長 続いて、環境建設部が所管する補正予算について、各担当課から詳細説明を行います。

○徳永泰臣委員長 建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 それでは、建設課所管分について説明いたします。補正予算の22、23ページをお開きください。下段、6款、2項、1目、耕地総務費、02耕地推進事業につきましては、総領地域で発生した令和7年9月豪雨災害による農林施設整備事業における土砂撤去などの事業費 20%を補助するもので、300万円を追加計上しています。続いて、3目、基盤整備促進事業費、01基盤整備促進事業につきましては、主には西城地域の栗頭首工改修工事（下部工）において現在行っている仮設道設置・撤去及び上部工据付工事に関して、契約約款第25条第1項の規定、全体スライドにより賃金及び物価水準の変動による事業費の変更を行うものです。当初、令和4年度の労務資材単価で契約しており、3年が経過し、労務費及び資材単価の物価高騰により総額で3,129万4,000円を増額するものです。財源といたしまして、県支出金1,567万7,000円を計上しています。続いて、下段、6款、3項、4目、治山事業費、01小規模崩壊地復旧事業の100万円の増額につきましては、総領地域で発生した令和7年9月豪雨において被災した宅地裏山の復旧に係る測量設計業務委託費を追加計上するものです。続いて、24、25ページをお願いします。中段、8款、2項、2目、道路維持費、01道路維持修繕事業につきましては、同じく総領地域で発生した令和7年9月豪雨による市道法面からの土砂撤去の復旧工事に係る経費で、14工事請負費4,038万8,000円、災害で被災した生活道整備補助金の832万円など、総額で4,960万2,000円を追加計上するものです。続いて、3目、橋梁維持費、01橋梁維持事業は、橋梁長寿命化修繕設計における入札結果による減額と国からの交付金内示による

3,029万5,000円の減額、委託料費から工事費への組み替えによる工事請負費1,413万8,000円の増額、合計で1,615万7,000円の減額です。続いて、26、27ページをお願いいたします。上段、8款、3項、2目、河川維持費、01河川維持事業1,330万の増額は、総領地域で発生した令和7年9月豪雨災害による市管理河川の土砂撤去と復旧工事に係る費用で、早急の対応が必要となり先行執行した、14工事費1,330万円を追加計上するものです。次に、32、33ページをお願いいたします。11款、1項、1目、農地災害復旧費、01現年農地災害復旧事業は、総領地域で発生した令和7年9月豪雨災害の災害復旧に係るものです。12委託料の500万円の増額は、査定設計書作成業務21件に係るもので、14工事請負費の1,700万円の増額は、農地復旧工事9件に係るもので。また、財源といたしまして県支出金1,190万円を計上しています。次に、11款、2項、3目、公共土木施設災害復旧費、01現年公共災害復旧事業につきましても総領地域で発生した豪雨災害によるもので、12委託料の1,300万円の増額は、査定設計書作成業務10件に係るもので、14工事請負費の6,280万円の増額は、災害復旧工事10件に係るもので。続いて、繰越明許費補正事業です。5ページをお願いいたします。8款、2項、橋梁維持事業の9,900万円の繰り越しは、橋梁補修工事、西城地区竹之河内支線橋ほか9基を繰り越すもので、関係機関との調整に日数を要したもので。次に、道路新設改良事業（単独）の3億4,410万円の繰り越しは、東城地区塩原加谷線ほか16路線を繰り越すもので、東城地域を中心とした令和6年8月豪雨災害復旧工事の影響により労働力の確保が困難となり不測の日数を要したものです。次に、地方創生道整備推進交付金事業の6,575万9,000円の繰り越しは、東城地区鴨居線ほか1路線を繰り越すもので、令和6年8月に発生した東城地区を中心とした災害復旧事業の影響により労務費の確保が困難なため不測の日数を要したものです。次に、社会資本整備総合交付金事業の2,700万円の繰り越しは、庄原地区上原戸郷線を繰り越すもので、地元及び関係機関との調整に日数を要するものです。次に、11款、1項、現年農地災害復旧事業の5,160万4,000円の繰り越しは、東城地区しんや農地ほか15件について、12月災害査定終了後の発注のため、適正工期を確保するものです。次に、現年林道災害復旧事業の1,800万円の繰り越しは、高野地区林道大鬼谷線について、災害査定終了後の発注のため、適正工期を確保するものです。続いて、補正予算書の6ページをお願いいたします。債務負担行為補正です。上から2段目、土木積算システム導入に係る経費につきましては、現在使用しているシステムの契約期限が本年度末であることから、新たなシステムを導入し、令和8年度から12年度までの限度額を2,360万円とするものです。建設課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。都市整備課長。

○爲石謙一都市整備課長 一般会計補正予算の26、27ページをお開きください。8款、6項、1目、02住宅管理事業の06修繕料につきましては、住宅の退去等に伴う修繕、及び今後冬期に発生する通常修繕料の不足額を見込み811万6,000円追加計上するものです。次に、繰越明許費について説明いたします。予算書の5ページ、第2表、繰越明許費の中段、8款、5項、都市計画費と6項、住宅費です。別冊資料1、繰越明許費事業一覧を御覧ください。8款、5項、1目、都市再生整備事業の449万1,000円の繰り越しは、庄原地区（3期）の道路及び広場整備工事の完了が令和8年3月末まで必要となる

ため、工事完了後に行う事業評価事業委託を令和8年度に繰り越し実施するもので、令和8年9月完成予定としています。8款、5項、2目、街路事業の997万7,000円の繰り越しは、長期未着手都市計画道路見直し事業において、見直し方針について関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越しもので、令和9年9月完成予定としています。次に、8款、6項、1目、市営住宅整備事業の5,000万円の繰り越しは、刈屋口公営住宅の整備に伴う設計変更等に係る関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難なことから令和8年度に繰り越し実施するもので、令和8年7月完成予定としています。以上で都市整備課に関する12月補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。ここで、説明員交代のためしばらくお待ちください。

〔説明員交代〕

○徳永泰臣委員長 教育部長。

○莊川隆則教育部長 続いて、教育部に関する予算の説明を行います。詳細については担当課長が説明いたします。

○徳永泰臣委員長 教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 それでは、教育総務課が所管する補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の28、29ページをお開きください。10款、2項、小学校費、1目、学校管理費、02小学校事務局管理事業です。10節、06修繕料につきましては、突発的・緊急的な修繕に対応するための共通修繕費の不足分として143万3,000円を追加し、14節、01工事請負費につきましては、来年度に特別支援教室が増室となる2小学校の教室等の整備に係る工事費、及び一部の教室でエアコンの能力不足が生じている1小学校について、廃校施設からエアコン2台を移設・増設するための工事費として計435万5,000円を追加し、17節、01備品購入費につきましては、冷暖房機器に不具合が生じている3小学校のファンヒータ2台とエアコン1台の更新費、及び放送設備の不具合が生じている1小学校の放送機器更新費として計183万2,000円を追加するものです。次に、10款、3項、中学校費、1目、学校管理費、02中学校事務局管理事業です。10節、06修繕料につきましては、突発的・緊急的な修繕に対応するための共通修繕費の不足分として158万8,000円を追加し、17節、01備品購入費につきましては、来年度に特別支援学級の生徒が増える1中学校に係る環境整備のためのホワイトボード購入費、また相談室の利用が増えている1中学校に係る相談室への壁かけ式エアコン購入費として計27万5,000円を追加するものです。次に、10款、4項、1目、幼稚園費、01私立幼稚園支援事業です。18節、01負担金につきましては、私立幼稚園の運営費用等を支援する施設型給付費等負担金について、令和7年度において公定価格の算定方法が改定されたことにより685万8,000円を増額するものです。財源といたしまして、国の幼稚園費負担金を240万8,000円、県の幼稚園費負担金を223万6,000円追加し、その他財源の過疎地域持続的発展基金繰入金を2万4,000円減額するものです。次に、補正予算書の30、31ページをお開きください。6項、保健体育費、3目、学校給食費、02学校給食事務局管理事業です。10節、05光熱水費につきましては、学校給食共同調理場に係る光熱水費の不足分として204万2,000円を追加し、10節、06修繕料につきましては、突発的・緊急的な修繕に対

応するための共通修繕費の不足分として 214 万 4,000 円を追加し、17 節、01 備品購入費につきましては、総領共同調理場の検収・下処理室へのエアコン購入費として 29 万 2,000 円を追加するものです。続いて、補正予算書の 5 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費です。10 款、教育費、2 項、小学校費、小学校通学支援事業から、3 項、中学校施設整備事業まで、3 事業を明許繰越するものです。別冊資料 1、繰越明許費事業一覧を御覧ください。10 款、2 項、小学校通学支援事業につきましては、本年度で車両の更新を予定していた口和地域のスクールバス用の 10 人乗りワゴン車 1 台について、予定していた車種が受注停止となつたため、年度内の契約及び納入が困難となつたことにより令和 8 年度に繰り越すものです。金額は、諸経費を含め 616 万 3,000 円です。同じく 2 項、小学校施設整備事業につきましては、本年度で工事を予定していた高小学校、山内小学校、小奴可小学校、東城小学校の校舎及び体育館のトイレ洋式化工事について、国の学校施設環境改善交付金を活用し実施するよう予定していましたが、国が本年度に採択方針や取り扱いを大幅に変更し、同交付金の内定が受けられていない状況にあります。そのため、対応を検討し、体育館については緊急防災・減災事業債の活用を、校舎については国の令和 7 年度補正予算での採択を目指すこととして令和 8 年度に工事を行えるよう繰り越すもので、金額は 1 億 5,456 万 1,000 円です。なお、現時点で令和 7 年度補正予算による採択については未定です。3 項、中学校施設整備事業につきましては、本年度工事を予定していた高野中学校校舎のトイレ洋式化工事について、小学校と同様に同交付金の内定が受けられていない状況にあります。そのため、国の令和 7 年度補正予算での採択を目指すこととして令和 8 年度に工事を行えるよう繰り越すもので、金額は 3,494 万 7,000 円です。なお、現時点で令和 7 年度補正予算による採択については未定です。以上、教育総務課が所管する補正予算の概要です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 スクールバスの更新についてですけれども、近年、更新がかなり難しくなってきているのではないかと感じます。新しい車両を頼んでも、1 年待たなければならなかつたり、かなり難しさが出ていると思いますけれども、急な故障などが起きた場合の替えはどこから持つてこようといった備えがどの程度できているのか、もうそこも含めて難しいのか、その部分を教えてください。

○徳永泰臣委員長 答弁。教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 御質問にお答えいたします。スクールバスにつきましては、長い間使っている車両も多く、故障等で使用できなくなつたというケースも度々あります。その場ですぐに直るものであればよいのですが、議員が御指摘のように日数を要する場合もあります。その場合は、修理会社に代車をお願いしたり、長期間にわたる場合はリース等も検討しており、できるだけ児童・生徒の皆さんに御迷惑がかからないように対応しています。

○徳永泰臣委員長 松本委員。

○松本みのり委員 今回、口和でも暖房機器が壊れてしまつて、なかなか修繕ができなくて、代わりの車もなかなか見つからないという事象がありました。今回は車自体が動くのではなく部分で対応しようということでしたけれども、事故があるかもしれない、故障するかもしれない、リースもなかなかできないといったときのために、ほかの事業者などに協力を仰いで、あらかじめ、この車両が壊れた場合はここにというのが担保されるといいなと思うのですけれども、改めてお伺いいたします。

○徳永泰臣委員長 答弁。教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 御質問にお答えいたします。市内は広いので、あらかじめ車両を確保することはなかなか難しいところがあります。その地域地域で事業者がおられるので、故障の程度に応じて対応を検討している状況です。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 説明がよく聞き取れなかったのかもしれません、小学校4校の体育館のトイレの洋式化と、中学校もありましたけれども、国の交付金の内定が受けられなかった、今年度の補正予算の採択の見通しもないとのことで、財源がはっきりしない中での繰越明許ということになりますが、こうなった原因をお伺いし思います。

○徳永泰臣委員長 答弁。教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 御質問にお答えいたします。学校施設環境改善交付金は、以前から市の学校の施設等で活用している国の補助金ですけれども、令和7年度から国がこの採択方針または運用を大きく変更しています。1つは、これまで6月に採択していたのが年4回に分けて優先度を決めて採択していく方法に変わったこと。それから、その優先度について、予算状況を踏まえて、耐震化や特別支援学校の新增築、学校統合、防災機能強化、バリアフリー化などの事業の緊要性を鑑みて採択されているということで、文部科学省からは、今年度、長寿命化改良事業やトイレの改造等については、現予算での採択が難しいため補正の対応を待ってほしいという説明がありました。トイレの洋式化につきましては、子供たちが毎日使うものですし、乾式化といいまして、床に水を流さないで掃除をする方式に変える必要があり、工事で大きな音が出ることから、できるだけ夏休みの期間を利用した工事期間を取りたいという中で、令和7年度での採択がされていない状況では今年度の実施は難しいと考えています。一方で、トイレの洋式化につきましては、子供たちにとって必要な事業であるということで、財源をいろいろと検討しながら対応を検討したのですけれども、体育館につきましては、本市では避難所機能を有しております、先ほども説明いたしましたが、緊急防災・減災事業債の活用が見込めるということで、財政課とも協議を行いながら、こちらの起債を活用して、新年度になれば早々に契約も検討してまいりたいと考えています。校舎につきましては、この起債の対象とならないということで、先般も補正予算の方針について説明を受けたところですけれども、こちらでの採択を改めて要請し、採択されれば明許繰越の中で事業が行えると考えています。この交付金の採択が見込めない場合の対応については、その際に財政課とともに検討していきたいと考えています。

○徳永泰臣委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 あまり例のないようなことなので、子供たちのためなのでぜひやらなければならぬのですが、まず財源の確保をしっかりとしていただきたいなど。こういう状況で繰越明許を行うのがどうなのかとは思いますが、その辺は財政課としっかりと検討してください。もう1点、学校給食費の関係で、各調理場で、お米の値段が上がったということで、その辺の保護者の負担が増えるようになったかと思うのですが、そうしたことへの対応というのを考えられなかったのか、お伺いします。

○徳永泰臣委員長 答弁。教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 御質問にお答えします。12月補正を検討する時点では、まだお米の価格等の具体的な金額がどこからも出てきていない中で、予算編成事務に間に合わなかったということが1点あります。既に学校給食の支援事業を行っていますけれども、これにつきましては、今ある財源をで

きるだけ活用しながら、今後の給食費について検討していただきたいという話を各調理場にさせていただきて、各調理場で今後の見通しも含めで保護者の方としっかりと協議され、一部の調理場では給食費の値上げをされたところもあります。今年度については、現在、対応は難しいと考えていますけれども、次年度については、また改めて当初予算の中でいろいろと検討してまいりたいと考えています。

○徳永泰臣委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。教育指導課長。

○高淵直哉教育指導課長 教育指導課が所管する、12月補正予算に計上している内容について説明いたします。補正予算書の28、29ページをお開きください。10款、教育費、3項、中学校費、2目、教育振興費、01中学校事務局教育振興事業についてです。19節、扶助費ですが、要保護・準要保護児童就学援助費の支給対象となる認定件数が当初予算の見込数よりも増加したため、要保護・準要保護児童就学援助費として中学校費を222万8,000円追加計上するものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。生涯学習課長。

○八谷美幸生涯学習課長 生涯学習課が所管する補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の30、31ページをお開きください。10款、5項、3目、図書館費、02田園文化センター管理運営事業です。需用費の修繕料は、エレベーターについて、保守点検の際に指摘のあった巻き上げロープ、調速機ロープ、インター・ホン、停電灯電源装置の取り替え、及び雨水枠内部のクラックの修繕を行うため72万1,000円を追加計上するものです。同じく工事請負費は、雨漏りの対策工事を行うため77万円を追加計上するものです。事業全体では149万1,000円を増額計上するものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第122号、令和7年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○亀山慎也保健医療課長 議案第122号、令和7年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第1号について説明いたします。補正予算書の10、11ページをお開きください。1款、1項、1目、一般管理費につきまして、インフルエンザ等感染症の流行による受診者数の増加が見込まれることから、医薬材料費購入に伴う増額として32万2,000円を追加計上するものです。なお、ただいま御説明いたしました歳出予算に合わせて、歳入予算の繰入金について財源の整理を行っています。庄原市休日診療センター特別会計の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第123号、令和7年度庄原市国民健康保険特別会計

補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○亀山慎也保健医療課長 続いて、議案第123号、令和7年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算第1号について説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開きください。上段の表、2款、4項、1目、01出産育児一時金、及び2目、支払手数料、01出産育児諸費につきましては、国民健康保険加入者の出産件数の増に伴い負担金を300円、手数料を1,000円増額するものです。次に、下段の表、6款、1項、1目、財政調整基金積立金につきましては、預金利子の増に伴い28万4,000円を増額するものです。8款、1項、8目、その他償還金につきましては、令和6年度の保険給付費等交付金などに係る精算返納金として1,098万円を増額するものです。3項、3目、直診勘定繰出金につきましては、総領診療所の運営費の増に伴い236万8,000円を増額するものです。なお、ただいま御説明いたしました2款から8款までの歳出予算の補正に対応するため、歳入予算の国民健康保険税、保険給付費等交付金、利子及び配当金、一般会計繰入金について、それぞれ財源の整理を行っています。国民健康保険特別会計の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第124号、令和7年度庄原市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○今西隆行総領支所長 別冊の議案第124号をお願いいたします。総領支所が所管する令和7年度庄原市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算第1号について御説明申し上げます。補正予算書の10、11ページをお開きください。歳出について、1款、1項、1目、一般管理費の消耗品費につきましては、管理用消耗品費不足による10万6,000円の増額です。2款、1項、2目、医療用消耗器具費と3目、医薬品衛生材料費につきましては、今年度から医療機関での定期接種が始まった帯状疱疹ワクチンの購入費、また今年度のインフルエンザ等のワクチン接種を考慮し、医薬材料費の合計262万9,000円を増額するものです。庄原市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算第1号についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第125号、令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○亀山慎也保健医療課長 議案第125号、令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について説明いたします。補正予算書の10、11ページをお開きください。3款、1項、1目、保険料還付金につきましては、相続人の特定等により過年度保険料還付金の不足が見込まれるため20万4,000円を追加計上するものです。なお、ただいま御説明いたしました歳出予算に合わせて、歳入予算の償還金及び還付加算金の財源の整理を行っています。庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第126号、令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○松永智子高齢者福祉課長 議案第126号、令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算第2号について御説明申し上げます。補正予算書の10、11ページをお開きください。事項別明細書により歳出から主な内容を説明いたします。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、税制の改正に伴う介護保険システムの改修のため、業務委託料の増により528万円を増額するものです。続いて、2款、保険給付費です。1項、介護サービス等諸費から、12、13ページの6項、介護予防サービス等諸費までは、介護サービスに係る保険給付費の見込みにより追加または減額するものです。ここでは、目の中で500万円以上の増減のある給付費について御説明いたします。また、説明欄中の財源振替の事業については、歳入の補正にあわせて歳出の特定財源の充当割合を振り替えたものであり、歳出額に変更がないことから説明を省略いたします。10、11ページに戻っていただき、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費については、訪問介護や通所介護事業などの減により1,552万円の減額、4目、地域密着型介護サービス給付費については、通所介護事業の減により1,100万円の減額を行うものです。続いて、12、13ページ、6項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費については、予防通所リハビリ及び予防福祉用具貸与などの増により1,200万円の増額、2目、地域密着型介護予防サービス給付費については、予防小規模多機能型居宅介護などの増により1,100万円を増額するものです。下段、3款、地域支援事業費、1項、介護予防・生活支援サービス事業費です。3目、介護予防・生活支援サービス事業費（訪問型）及び4目、同事業費の通所型については、要支援者等を対象とする各サービス事業の執行見込みによりそれぞれ増額するものです。次に、14、15ページです。4款、1項、4目、償還金の5,634万1,000円の増額は、令和6年度介護給付費等に対する国庫支出金等精算返納金の補正です。次に、歳入です。8、9ページを御覧ください。3款、2項、4目、介護保険事業費補助金から、7款、1項、3目、地域支援事業繰入金（介護予防・生活支援サービス事業費）につきましては、事務費、保険給付費等の補正額に対し、それぞれ定められた負担割合に基づいて歳入を補正、8款、1項、1目、繰越金5,828万2,000円は、地域支援事業費や令和6年度の国及び県支出金の精算返納金等の財源を繰越金として増額するものです。以上、合計で歳入歳出をそれぞれ7,002万1,000円追加するものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。続いて、議案第127号、令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長 下水道課が所管する議案第127号、令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算第3号について御説明いたします。それでは、補正予算書の8ページ、予算説明書（補正）を御覧ください。まず、収益的支出について御説明いたします。下水道事業費用、営業費用、管渠費、修繕費314万6,000円について御説明いたします。説明欄、比奈1号マンホールポンプ場水位センサー取替修繕につきましては、経年劣化により制御盤内の水位センサーが故障し、水位計測ができないため、

現在は簡易フロートによるポンプ運転を行っていますが、停止した場合、汚水流出事故につながる恐れがあるため修繕を行うものです。川手地区中継ポンプ制御盤内通報装置修繕につきましては、落雷により川手7、8、9号中継ポンプの通報装置が故障し、異常時の発見が遅れ、汚水流出事故につながる恐れがあるため保険対応により修繕を行うものです。高野中央7号中継ポンプ制御装置修繕につきましても、落雷により制御装置が故障し、水位計測ができず、正常にポンプ運転ができないため、現在は簡易フロートによるポンプ運転を行っていますが、停止した場合、汚水流出事故につながる恐れがあるため保険対応により修繕を行うものです。続いて、処理場費、光熱水費11万5,000円について御説明いたします。山内西処理場において、8月の故障時に機器の洗浄及び臭気防止のため想定外の水道水を使用したことにより使用料の不足が見込まれるため、執行見込みにより増額を行います。次に、修繕費327万8,000円について御説明します。説明欄、庄原浄化センターNo.2薬液注入電磁流量計変換器取付修繕につきましては、令和6年度に更新した薬液注入電磁流量計が、更新前の機器よりも検知精度が向上し、センター内の他の機器が稼働したときに発生する起電力を電極が検出して稼働時以外に計測をしているため、ノイズフィルターを設置し、周辺機器から発生する起電力を防止するものです。川手地区農業集落排水処理施設スクリーン駆動用モーター取替修繕につきましては、場外から流入してくる汚水に含まれる微細なごみを回収する自動微細目スクリーンNo.2の駆動用モーターが機器内で発生するガスが原因で腐食して故障し、現在はNo.1のみで運転を行っていますが、こちらについても腐食が確認されたことから、両駆動モーターの取替修繕を行います。湯川地区資源循環施設給水ユニットポンプNo.2修繕につきましては、施設内に設置している機器の洗浄や臭気装置に水を供給するための給水ユニットポンプNo.2が経年劣化により故障し、現在はNo.1のみで給水を行っていますが、No.1が停止した場合、悪臭が発生し近隣住民に迷惑をかける恐れがあるため早期に修繕を行います。市設置型浄化槽修繕につきましては、浄化槽の修繕において想定外の本体修繕が発生し、今後の修繕対応が必要なため執行見込みにより増額を行います。営業外費用、雑支出21万3,000円、特別損失、過年度損益修正損2,469万2,000円について御説明いたします。令和6年度の消費税及び地方消費税の確定申告において、庄原税務署から修正申告を行うよう税務指導があり、同様の算定により確定申告を行っている令和4年度から令和6年度までの3年分について修正申告を行い、修正申告額2,469万2,000円と延滞税の概算額21万3,000円を増額計上するものです。なお、この財源につきましては、繰越利益剰余金を充当することとしています。これらの補正により、収益的収入及び支出の下水道事業費用について、総額で3,144万4,000円の増額補正を行います。続いて、9ページ、資本的収入及び支出について御説明いたします。資本的支出、建設改良費、管路建設改良費、工事請負費78万7,000円について御説明します。総領処理区S135 マンホールポンプ場1号ポンプ更新工事は、経年劣化により1号ポンプが故障し、現在は2号のみで運転を行っていますが、2号が停止した場合、汚水流出事故につながる恐れがあるため更新工事を行うものです。次に、処理場建設改良費、工事請負費165万について御説明いたします。庄原市浄化センターNo.2供給汚泥流量電磁流量変換機更新工事は、経年劣化によりNo.2汚泥ポンプ流量計が故障し、現在はNo.1のみで運転を行いますが、No.1が停止した場合、汚泥流出処理を行うために必要な薬液注入量や脱水処理量の作業工程に支障を来すため更新を行います。これらの補正により、収益的収入及び支出の下水道事業費用について、総額で243万7,000円の増額補正を行います。今回の12月補正の財源調整として、収益的収入及び支出の営業外収益、他

会計補助金、一般会計補助金 436 万 1,000 円、雑収益、その他雑収益 217 万 8,000 円を増額計上、資本的収入及び支出の企業債 250 万円を増額計上、負担金、一般会計負担金 6 万 3,000 円を減額計上しています。議案第 127 号の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○徳永泰臣委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○徳永泰臣委員長 なしと認めます。執行者は退席ください。

[執行者 退席]

○徳永泰臣委員長 それでは採決を行います。まず、議案第 121 号を採決いたします。お諮りします。

本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

[投票]

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 121 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 122 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

[投票]

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 122 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 123 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

[投票]

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 123 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 124 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

[投票]

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 124 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 125 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

[投票]

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 125 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 126 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

[投票]

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 126 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。次に、議案第127号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○徳永泰臣委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数17人、賛成17人。

以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任ください。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○徳永泰臣委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

2 令和6年度決算審査の振り返りと令和8年度予算審査にかかる取り組みについて

○徳永泰臣委員長 続いて、令和6年度決算審査に係る振り返りを行います。このたびの決算審査からの変更点として、重点審査項目を定めない、分科会ごとに事前に審査の準備を行うことなどに取り組みました。これらについて、まず、各分科会主査から意見や感想と、次に向かっての提案等があれば頂きたいと思います。総務分科会主査。

○五島誠委員 総務分科会主査の五島です。振り返りといたしまして、基本的には、重点審査項目を設けずに事前に勉強会を行って臨んだことはよかったですのではないかと思います。また、主査報告のときの対応についても、主査も含めてそれぞれの委員にしっかりと進化が見られる審査方法になったのではないかと思います。こうした審査を続けることによって議員各位の能力等も高めることができると思っていますので、今後も引き続きしっかりと行っていく必要があるかなと思います。ただ、本会議終了後の予算決算常任委員会においては、執行者の出席が少なかったこともあって、当初想定していた効果については限定的だったため、その辺については、執行者としっかりとコミュニケーションをとつていただいて、まずは最初の予算決算常任委員会での審査が充実するように取り組む必要があるかと思います。また、今後に控えている予算審査においては、従来は分科会が終わった後に代表質問を行う格好ですが、総論があつての各論だと思いますので、代表質問が先に行われるような仕組みを構築すべきだと提案し、報告に代えさせていただきます。

○徳永泰臣委員長 次に、教育民生分科会主査。

○前田智永委員 教育民生分科会主査の前田です。先ほど総務分科会主査からあったように、分科会の前段階で他の分科会に所属する者が直接質疑を行えるような仕組みを取り入れるように、今回から重点審査項目をなくすなど、いろいろな取組、改革を行っていますけれども、その1つとしてまずはそこを改革していくべきだと考えます。それから、分科会において、各主査の思いであったり、進め方といったことが重点的になってくるのかなと思いますけれども、それを一律的に決めることもなかなか難しいかと思います。そこは、どなたが主査になっても、負担感を考えながら、今後どのようにどのようにしていくべきかということは今後の議論になるかと思います。今回、結果的には事前に議員間でしっかりと協議ができたので、分科会前の事前の勉強会についてはよかったです。

○徳永泰臣委員長 次に、企画建設分科会主査。

○吉川遂也委員 企画建設分科会主査の吉川です。報告の内容としては2名の主査と特に変わりはありません。

ませんが、付け加えるとするならば、新しく改革というか変更を加える決定段階において、もう少し公の議論を積み重ねた上で変更点を洗い出すスキームが必要だったかなと思います。また、先ほど前田主査からありましたけれども、各主査の負担が非常に増えたという点については検討すべき課題であったかなと思います。また、今回、研修という形で事前に検討会を行いましたけれども、その内容についても、それぞれの分科会ごとだったので、一定の統一性あるいはポイント等を検討した上でそういう検討会を行う必要があったかなと思います。さらに、各分科会での審査の中で、資料請求を行う必要があると、我々の分科会ではEBPM・データに基づく審査方法を推奨したこともある、各執行者側に向けてもう少し詳細なデータが必要だと申し上げたところ、議会全体としてこれまでの流れの中では、もっと簡素な資料を提出するべきということがあったので、さらに深い資料を求められるのであれば、議会全体でのコンセンサスを取ってほしいという意見もあったことをこの場で申し添えたいと思います。そして、五島主査が予算決算常任委員会で執行者側の出席者が少なかった点について触れられましたけれども、主査報告を行う際に各担当部長がおられない、我々の報告がきちんと理解されているのかどうかという、伝わり方があると思いますので、その点は改善すべきだと思います。それぞれの主査が言われたことへの付け加えにはなりますけれども、以上です。

○徳永泰臣委員長 他の委員の方から、気づきがあれば言ってください。ありますか。谷口委員。

○谷口隆明委員 今回、新しい取組を行うということで取り組まれました。以前にも申し上げましたけれども、こうした大きな変更について、今、吉川主査からもありましたが、もう少し審議して行うべきではなかったかと思います。なぜ今まで重点審査項目を設けていたのかというのは、平成23年の議会改革のときに議会基本条例をつくって、その第7条において、執行者の事務をしっかりと審査するためには、その事業の目的であるとか、財源であるとか、将来への効果といったことを議会としてきちんと問うていこうと、その代わりに、執行者には反問権を与えるということでいろいろな議論をした経過があります。本来はそうした長年の事業の審査がどうだったのかをしっかりと総括した上で新しい方向にするべきではなかったかなと。だから慎重に、議会というのは流れがありますので、そうした流れをしっかりと踏まえた上で新しい方向にすると。これがいいとか悪いとかではなく、こうした議会としての一定の筋道は必要ではなかったかなと思います。ですから、こうした議論をする場合は、これまでの流れをしっかりとまとめた上でこうしていこうという、皆さんに分かりやすいものを構築すべきではなかったかなと思います。

○徳永泰臣委員長 谷口委員の言われることは全くその通りだと思います。今後は手順を踏んで進めていきたいと思います。それから、議論を深めて早めに皆さんへ示していきたいと思います。他にありますか。ないようであれば、これらの意見を持ち帰って検討して次の審査に生かしていきたいと思います。以上で本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を散会いたします。

午前11時34分 散会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長